

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年五月一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第五十四号

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区国民健康保険条例施行規則（昭和五十七年七月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

付則第四項中「令和六年二月二十九日」を「令和七年二月二十八日」に改める。

別記第十八号様式、第十八号様式の三の二及び第十八号様式の四中「四」を削る。  
別記第十九号様式中

「四」を

に改め、「四」を削る。

付 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第十八号様式、第十八号様式の三の二、第十八号様式の四及び第十九号様式の改正規定並びに付則第三項の規定は、令和六年五月十日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都北区国民健康保険条例施行規則付則第四項の規定は、令和六年三月一日から適用する。

(経過措置)

3 付則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都北区国民健康保険条例施行規則別記第十八号様式、第十八号様式の三の二、第十八号様式の四及び第十九号様式の規定により調製した用紙で、現に現存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区子ども権利と幸せに関する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和六年五月二十九日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第五十五号

東京都北区子ども権利と幸せに関する条例の一部の施行期日を定める規則  
東京都北区子ども権利と幸せに関する条例（令和六年三月東京都北区条例第三号。以下「条例」といいます。）付則第一項ただし書に規定する規定のうち次の各号にかかげる規定の施行期日は、それぞれ当該各号に定める日とします。

一 条例第五章の規定 令和六年七月一日

二 条例第四章第二節および付則第二項の規定 令和六年九月一日

付 則

この規則は、公布の日から施行します。